RICOHハードディスク暗号化　サービス約款

第１条（目的）

本約款は、リコージャパン株式会社（以下、乙とします）がお客様（以下、甲とします）に対して提供するRICOHハードディスク暗号化サービス（以下、本サービスといいます）に関し条件を定めるものとします。甲および乙は、両者の合意に基づき公正な契約を締結し、信義に則り誠実に履行するものとします。

第２条（用語の定義）

本約款において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語 用語の意味用語	用語の意味
対象機器	本サービスにより、提供される管理エージェントがインストールされる甲保有のパーソナルコンピューター、サーバーをいいます。
本ソフトウェア	本サービスを実施するために必要な甲の対象機器にインストールされる管理エージェント（SOPHOS Device Encryption）のことをいいます。なお、このソフトウェアはソフォス株式会社が著作権を有しております。
本管理サイト	本サービスの対象となる甲の対象機器の状態確認、本ソフトウェアの設定ができる管理Ｗｅｂサイトのことをいいます。

第３条（本サービスの提供条件）

1. 甲は、本サービスを受ける場合に必要な機器や設置、機器への接続を甲の責任と費用負担により行います。
2. 甲の有する対象機器、環境その他条件が、別途定められたシステム要件に満たない場合には、本サービスの提供ができません。
3. 乙が甲に対して本サービスを提供するにあたり、甲は次の条件を満たしている必要があります。

(1) 本ソフトウェアは、インターネット経由で更新されるため、本ソフトウェアの使用にあたっては、対象機器がブロードバンド環境によるインターネット接続（以下、本ネットワークといいます）を常時維持していること。

(2)本ソフトウェアのダウンロード用Web サイトのURL やその他本サービスに必要な案内を、E-Mail にてご案内するため、当該連絡および受信できる甲のE-Mail アドレスが存在し指定していること。

第４条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、Windowsの暗号化機能の設定および生成された回復キーを管理するサービスである。乙は甲に対して下記にサービスを提供する

メニュー		サービスの種類
1．ハードディスク暗号化 導入	初期費用	①　暗号化設定 ②　回復キーをUSBメモリに保存
2．回復キークラウド管理	初期費用	①　テナント準備 ②　本ソフトウェアインストール作業
	月額費用	③　問合せ・お客様ポータルの提供 ④　回復キー通知 ⑤　商品に関する問合せ

2.　回復キークラウド管理メニュー（３条一項２号記載）において、テナント準備および本ソフトウェアの配信にかかわる対価として初期費用を申し受けます。お客様ポータル、問い合わせ対応の対価として提供期間を１ヶ月とする月額費用（以下、月額費用といいます）を申し受けます。

第５条（本サービスの契約成立）

1. 甲は、本約款の内容に同意の上、乙が指定する手続に基づいて利用申し込みを行います。
2. 乙は甲の利用申込を承諾した場合、速やかに乙が指定する方法により甲にその旨の通知をし、当該承諾の通知が発信されたときに、甲乙間において本サービス契約が成立するものとします。
3. 乙は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、利用申込みを承諾しないことがあります。
   (1) 甲が、利用申込みにかかる契約上の義務を怠った場合、またはそのおそれが明らかである場合。
   (2) 甲が、申込に際して虚偽の事実を報告した場合。
   (3) 甲が、本サービス料金の支払いを怠るおそれがある場合。
   (4) 甲について、第２８条(反社会的勢力との関係排除等)に違反する事実が判明した場合、またはそのおそれが明らかである場合。
   (5) その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合。

第６条（本サービスの提供範囲）

本サービスの提供範囲は、以下のとおりとします。

1.　ハードディスク暗号化 導入

(1)暗号化設定

（ア）Windows10、Windows11の標準機能である暗号化機能（Bitlocker）のポリシー設定および有効化の設定を行います。

(2)回復キーをUSBメモリに保存

（ア）同項(1)の設定をした際に生成される回復キー（ファイル）をお客様がご用

意したUSBメモリに保存いたします。

2.　回復キークラウド管理

(1)テナント準備

（ア）甲にサービスを提供するための専用管理サイトを作成し、ポリシーの設定、管理者アカウントの作成と発行通知等のサービス開始に必要な準備を行います。

(2)本ソフトウェアの提供

（ア）乙は、甲に対して、本ソフトウェアを提供します。

(3)本ソフトウェアの配信

（ア）乙は、甲の対象機器に対して、プログラムを配信します。但し、乙が当該配信を行ったにもかかわらず、なお甲がプログラムの導入ができない場合、甲の責任にて、当該作業の実施が必要であることを予め甲は承諾するものとします。

(4)問合せ対応サービス

（ア）甲からの電話による回復キー発行問合せにつき、あらかじめ甲が指定したE-Mail宛に回答します。

（イ）万が一契約時に登録した甲が指定したE-mailアドレスと通知が必要なE-mailアドレスが異なる場合は、速やかに登録情報変更通知を書面にて乙に申請し、乙が受理した後に甲が指定したE-mailアドレスに回答します。

(5)本ソフトウェアのインストール作業

（ア）乙は、甲が保有する対象機器に対して、本ネットワークを利用し、本サービス実施のために甲に代わり、作業マニュアルに基づき、必要な設定作業を行います。尚、甲は乙に対して、当該作業を実施し、対象機器の利用を認めるものとします。また、甲は、乙より当該作業の実施を受けた場合は、乙の当該作業完了報告書に対する甲の署名・押印をもって当該作業は完了したものとします。

（イ）対象機器の不具合に伴い本ソフトウェアの再インストールが必要な場合は別途費用が発生いたします。

第７条（本サービスの提供外）

以下各号に定める作業及びサービスは、本サービスの対象外とし、乙はその実施につき何らその責任を負うものではありません。

(1) 理由の如何を問わず、本ソフトウェアに関わる障害の復旧作業

(2) 理由の如何を問わず、対象機器に関わる障害の復旧作業

(3) 対象機器に記憶されているデータのバックアップ作業

(4) 対象機器に記憶されているデータが損壊又は消失した場合の当該データの修復作業

(5) 本ソフトウェアのバージョンアップ及び更新プログラムへの変更作業

(6) 対象機器に感染したコンピューターウイルス等の駆除作業

(7) 導入時以外における対象機器への本ソフトウェア以外のインストール作業

(8) 本ソフトウェアの操作およびインストール以外の問合せサービスの提供
(9) 前各号のほか乙が本サービスの対象外と判断した作業

第８条（本ソフトウェアの免責）

1. 乙は、本ソフトウェアの機能及び性能に関する正確性、完全性並びに甲の特定目的への適合性について何ら保証するものではありません。
2. 乙は、本ソフトウェアに起因した対象機器及び他のソフトウェアのいかなる障害について何らその責任を負うものではありません。

第９条（本ソフトウェアの納入）

1. 乙は、利用申込書記載の利用希望日までに甲が指定するE-Mail アドレス宛に、本ソフトウェアのダウンロード用URLを送付できません。利用開始日においては、別途乙が発行するサービス開始案内メールにてご案内させていただきます。
2. 輸送障害、天災地変、その他乙の責めに帰すべからざる事由により本ソフトウェアの納入が遅れた場合でも、乙は、当該事由から起こる履行遅滞の責めを負わないものとします。
3. 甲は、乙より本ソフトウェアの納入を受けた場合は、速やかにこれの数量を確認するものとします。本ソフトウェアの数量不足等を発見したときは直ちに乙に通知し、その対応を甲乙別途協議の上定めるものとします。

第１０条（本サービス提供時間）

本サービスの提供時間は、下記のとおりとします。

1. 標準サービス
   (1) 電話による回復キー発行
   月曜日から金曜日の９：００～１７：００まで
   （但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く）
   (2) テナント準備
   月曜日から金曜日の９：００～１７：００まで
   （但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く）
   (3) 本ソフトウェアのインストール
   月曜日から金曜日の９：００～１７：００まで
   （但し、土日祝日および年末年始の乙の指定日を除く）

第１１条（本サービス提供期間と自動更新）

1. 本サービスの提供期間は、1ヶ月間となります。
2. 本サービスの提供期間満了の2週間前までに、本サービスの提供を終了する旨乙に通知しない場合、甲が本サービスを継続して提供する旨の意思表示をしたものとみなし、本サービスの

提供期間が、甲の選択している本サービスの内容に応じて１ヶ月自動更新されます。この場合、甲は、乙からの請求に応じて本サービスの１ヶ月の利用料金を支払うものとします。

第１２条（本ソフトウェアの使用許諾）
甲は、別紙１の使用許諾条件に同意するものとします。

第１３条（本サービス提供区域）
本サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

第１４条（本サービス実施者）
乙は、本サービスの実施を乙の社員または乙の選任した代行者（以下、当該代行者から委託された者を含めて乙のサービス要員といいます）により行わせるものとします。尚、乙は、乙の事情により乙のサービス要員を随時交代させることができるものとします。

第１５条（本サービスの変更）
乙は、理由の如何を問わず、本サービス及び本ソフトウェアの仕様を予告無く変更する場合があります。

第１６条（本サービスの料金等）
1. 甲は、乙指定の利用申込書に記載された本サービスにかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用等（以下、料金等といいます）を、乙所定の支払い方法に従って乙に支払うものとします。
2. 甲は、本サービス開始月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、当該初期費用を乙に支払うものとします。
3. 料金等のうち月額費用が設定されている場合、甲は、本サービス開始翌月以降に乙が発行する請求書に定める支払条件により、乙に支払うものとします。
4. 前項の規定の他、オプションサービスの実施場所が、乙のサービス要員の所在する場所より片道５０ｋｍ以上の距離で、かつ片道２時間以上かかる地区、および沖縄本島を除く周辺島部である場合、甲は、その都度乙の請求に基づき別途追加料金を負担するものとします。
5. 理由の如何を問わず本サービス契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。
6. 本サービスの料金等に消費税が賦課される場合、甲は、かかる本サービスの料金等とこれに対する本サービス契約の成立時に有効な税率に基づく消費税相当金額を、併せて乙に支払うものとします。尚、税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う対価より変更された消費税を適用するものとします。
7. 甲は、本サービスの料金等または本サービス契約に定める費用の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日より代金完済の日まで年14.6％の割合による遅延損害金を乙に支払うもの

とします。

第１７条（本サービス申込みのキャンセル解約）
甲は、理由の如何を問わず本サービスの利用申込後、第16条（本サービスの料金等）に基づく料金を支払い前に本サービス申込みをキャンセルすることはできないものとします。

第１８条（本サービスの解約）
本サービスの解約は、甲が選択した本サービスの提供期間満了の２ヶ月前までに、甲は乙が指定する手続に基づいて解約に関する申し出をし、乙の解約手続きの完了をもって、解約することができるものとします。但し、本サービスの提供期間中に解約をした場合であっても、本サービスの料金等の返金はしないものとします。
また、提供期間満了後、速やかに解約時に案内した手順を実施しないことで甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第１９条（本サービスの契約解除）
乙は、甲が次の一にでも該当した場合、何らの催告も要せず本サービス契約の一部または全部を解除することができるものとします。この場合、甲は乙に対して、乙に生じた損害を賠償するものとします。
(1) 甲が本サービス契約に定める本サービスの料金等の支払いを怠った場合
(2) 乙が甲に対して本サービスの実施に協力的ではないと判断した場合
(3) 手形または小切手等が不渡りとなり、あるいは金融機関から取引停止の処分を受けた場合
(4) 監督行政庁より営業の取消、または停止等の処分を受けた場合
(5) 第三者により、仮差押、仮処分、強制執行等の処分を受けた場合
(6) 破産、特別清算、民事再生または会社更生手続を申立てられた場合、または自ら申立てる場合
(7) 解散の決議をし、または他の会社と合併した場合
(8) 前各号の他、経営状態の悪化が認められる場合
(9) 甲が本条項に定める禁止行為のいずれかに該当すると乙が判断した場合
(10) その他、乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断した場合

第２０条（本サービスの廃止）
1. 乙は、乙の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
2. 前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、本サービス廃止日の事前に甲に対して解約日の2か月前までに書面またはメールにてその旨を通知するものとします。

3. 本サービスの一部を廃止した場合は、その限度で利用契約は終了し、全部を終了した場合は、本利用契約の全てが終了するものとします。
4. 乙は、本条に基づき本サービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２１条（本サービスの中止）

1. 乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供をすることができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
2. 乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知をせず、本サービスを中止することができるものとします。
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を中止した場合に、甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第２２条（本サービスの停止）

1. 乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく、直ちに本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
   (1) 支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの料金等の支払がなされない場合
   (2) 本サービスの申込、及びその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合
   (3) 乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたる問合せ、又は同様の問合せを繰り返すことにより乙の業務に支障をきたした場合
   (4) 乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝又は脅迫などに当たる行為を行った場合
   (5) 本条項に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合
   (6) 明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合
   (7) その他乙が不適切であると判断する作為又は不作為による行為を行った場合
2. 乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。但し、緊急でやむを得ない場合は、乙は事前通知をせずに本サービスを停止することができるものとします。
   (1) 本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンス又は工事を実施する必要がある場合
   (2) 乙が本サービスの運用の全部または一部を中止することが望ましいと判断した場合
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について、何ら責任を負うものではありません。

4. 甲が、本条第1項のいずれかに該当する場合は、甲に対し通知なく、蓄積している情報を削除する場合があります。

第２３条（氏名等の変更）
甲は、その氏名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに乙が指定する方法によりその旨を乙に通知するものとします。

第２４条（データ等の責任）
1. 甲は、本サービスの実施にあたり、対象機器に記録されたデータ等（以下、データ等といいます）について、自己の責任と費用負担において自ら修復可能なようにバックアップ等適切な処置を講ずるものとします。
2. 乙が本サービスの実施にあたり甲のデータ等が、滅失、毀損、漏洩した場合といえども、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、乙はいかなる責任も負わないものとします。

第２５条（甲の協力）
1. 甲は、乙の本サービスの実施にあたり、乙より要請があった本サービスの実施に必要な情報、調査シートの他、甲のネットワーク状況および対象機器の設置状況が把握できる資料等（以下、資料等といいます）を用意し、これを乙に提示するものとします。
2. 甲は、前項により乙に提示した資料等に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。
3. 甲は、本サービスの実施にあたり、乙が甲の事業所内に立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立入りを許可すると共に、本サービスの実施に必要となる適切な広さの作業場所を無償で乙に提供するものとします。この場合、乙は、当該事業所の定める安全衛生基準等の諸規則を遵守するものとします。
4. 甲は、本サービスの実施にあたり必要となる場合、甲の保有するコンピューター等の設備を無償で提供するものとします。この場合、乙は、当該設備の使用規則を遵守するものとします。
5. 甲は、乙の保守要員が対象機器の保守サービスの実施に必要であると判断した場合、乙による対象機器の停止、または甲の事業所外への持ち出しを認めるものとします。
6. 甲は、乙が本サービスを実施する上で甲の事業所内で発生する電気代等の費用を負担するものとします。

第２６条（**第三者の権利侵害**）
本サービスの実施に関し、甲と第三者との間に当該第三者の権利侵害に関する紛争が起きた場合には、乙は一切の責任を取らないものとします。但し、乙の故意または重大な過失による場

合は、この限りではないものとします。

第２７条（機密情報保持）

1. 甲および乙は、本サービスの履行に際し知り得た相手方の業務上の機密 （通信の機密を含む） を第三者に漏洩しないものとします。
2. 乙は、裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 甲は、本サービスの利用に関して、乙から提供を受けた情報を乙に無断で複製し、または第三者に開示してはならないものとします。
4. 本条の規定の他、個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報の取り扱いに関する規約」によるものとします。

第２８条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 甲及び乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいいます）若しくは業務従事者又は本サービス契約の媒介者が、次の各号の何れも該当しないことを誓約します。
   (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して反社会的勢力といいます）であること
   (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
   (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
   (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること
   (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、本サービス契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. 甲及び乙は、次の各号に該当する事項の何れも該当しないこと。
   (1) 反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
   (2) 自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行う
      （ア）詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること
      （イ）事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が

（ウ）反社会的勢力である旨を伝えるなどすること
（エ）相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること
（オ）相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること

3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本サービス契約を解除することができるものとします。この場合、甲および乙は相手方に対して、その名目の如何を問わず、金員の支払その他経済的利益の提供の義務を負担しないものとします。

第２９条（損害賠償責任）

1. 乙の責めに帰すべきことが本サービス契約上明らかな場合であって、本サービスに関連して甲または第三者に損害が発生した場合は、乙は、当該事由の直接的結果として現実に甲に発生した通常の範囲内の損害に限り、その賠償の責任を負うものとします。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、当該損害が発生した本サービス毎にかかる料金等の額を限度とします。
2. 前項に定める場合を除き、本サービスの提供、遅滞、変更、中止、停止、廃止、若しくは本サービスを通じて登録、提供されるデータ、データベース等の流出、若しくは損失等、又はその他本サービスに関連して発生した（天災地変、その他の不測の事故、甲の故意又は過失により発生した場合も含む。）甲又は第三者の損害、及び権利侵害について、乙は一切の責任は負わないものとします。但し、乙の故意又は重大な過失による場合は、この限りではないものとします。
3. 甲が本サービス契約に違反、不正行為、または甲の責めに帰すべき事由により、乙または第三者に損害を与える事態となった場合、乙は、甲に対し損害賠償を請求できるものとします。
4. 乙は、甲の本サービスの利用に関連して、甲に生じる業務中断、遅延、機会損失、甲と第三者との間で発生した紛争、または損害賠償請求については、一切その責任を負わないものとします。

第３０条（権利義務の譲渡等）

甲は、本サービス契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならないものとします。但し、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

第３１条（準拠法）

本サービス契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

第３３条（協議）

甲および乙は、本サービス契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協

議して定めるものとします。

第３４条（管轄裁判所）

甲は、本サービス契約に付随して紛争が起きた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

RICOHハードディスク暗号化　サービス約款

別紙１ 本ソフトウェア使用許諾条件

第１条（使用権の許諾）

1. 本ソフトウェアの使用許諾条件として、株式会社リコー（以下、リコーといいます）は甲に対して、甲が本サービスを受けるために、対象機器におけるセキュリティ対策を目的とした日本国内における非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を許諾いたします。

2. 甲は、リコーが別途指定した本ソフトウェアライセンス数のみで、本ソフトウェアを使用することができます。なお、甲は、当該本数を超えて本ソフトウェアを使用する場合には、別途必要な本ソフトウェアのライセンス数の許諾を得るものとします。

3. 甲は、本ソフトウェアの複製はできないものとします。

第２条（著作権等）

1. 本ソフトウェアに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はソフォス株式会社（以下、ソフォスといいます）へ独占的に帰属します。

2. 甲は、リコーおよびソフォスの書面による事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、本ソフトウェアに担保権を設定することはできないものとします。

3. 甲は、リコーおよびソフォスの書面による事前の承諾を得ることなく、甲の顧客サービス（有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアを使用することはできないものとします。

4. 甲は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。甲の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が起きた場合、乙、リコーおよびソフォスは、当該障害に関して一切の責任を負わないものとします。

第３条（保証及び責任の限定）

1. 乙、リコーおよびソフォスは、本ソフトウェアに関して、一切の保証を行いません。また、乙、リコーおよびソフォスは、本ソフトウェアの機能が甲の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアの物理的な紛失、盗難、事故及び誤用等に起因する甲の損害につき一切の保証を行いません。

2. 本ソフトウェアの使用に起因して甲又はその他の第三者に生じる結果的損害、付随的損害及び逸失利益に関して、乙、リコーおよびソフォスは一切の責任を負わないものとします。尚、理由の如何を問わず乙、リコーが、甲又は第三者に対して負担する責任の総額は、本サービスの対価として実際に支払った100%の額を上限とします。

第４条（一般条項）

1. 甲は、リコーおよびソフォスの書面による事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを日本国外へ持ち出すことはできないものとします。

2. 本約款で定める本ソフトウェアの使用許諾に関し、本約款の締結以前に、甲、リコーおよびソフォスとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、リコーおよびソ

フォスは、甲へ事前の通知することなく本約款で定める本ソフトウェアの使用許諾の内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の内容、その他の告知内容は無効となり、最新の内容、告知内容が適用されるものとします。

3. リコーは、甲が本使用許諾条件のいずれかに違反した場合、甲による本ソフトウェアの使用を終了させることができるものとします。

以上

別紙2 個人情報の取り扱いに関する規約

個人情報保護基本方針および個人情報保護については以下リンクにてご確認ください。

https://jp.ricoh.com/privacy/index_2.html